

処遇改善加算等(処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算)の届出について

令和5年6月 県南広域振興局長寿社会課

1 新規で指定を受け、同時に加算等を取得する場合

(1) 4月又は5月から加算等を取得する場合

	加算等取得開始月	
	4月	5月
計画書	4/15まで	
体制届	前月15日(短期入所、特定施設及び施設サービスは当月1日)まで	

(2) 6月以降に加算等を取得する場合(2の場合を除く)

	加算等取得開始月(6月以降)	
計画書	前々月の末日まで(指定申請と併せて)	
体制届	前月15日(短期入所、特定施設及び施設サービスは当月1日)まで	

※ 指定の1个月前に指定申請と併せて計画書を提出した場合、加算等の算定は指定月の翌月からになるので注意のこと。

2 同一法人が事業所A、B、Cで処遇改善加算等を取得しており、今般、事業所Dが新規(6月以降)で介護サービス事業者の指定を受ける場合(計画書を法人単位で一括して作成し、振興局に提出している場合)

	加算等取得開始月(6月以降)	
計画書(変更届)	前月15日(短期入所、特定施設及び施設サービスは当月1日)まで	
体制届		

3 既に処遇改善加算及び特定加算を取得している事業所において、加算区分を変更(単位数増)する場合

(1) 4月又は5月からの加算区分変更

	加算取得開始日	
	4月	5月
計画書	4/15日まで	
体制届	前月15日(短期入所、特定施設及び施設サービスは当月1日)まで	

(2) 6月以降の加算区分変更

	加算取得開始日(6月以降)	
体制届	前月15日(短期入所、特定施設及び施設サービスは当月1日)まで	
計画書(変更届)		

4 既に処遇改善加算及び特定加算を取得している事業所において、加算区分を変更(単位数減)する場合

体制届	加算区分減額の事実が判明した時点で速やかに提出
計画書(変更届)	

※加算要件を満たさずに請求し、後から過誤請求の事実が判明した場合、計画書や体制届の届出日によらず、遡って介護報酬の返還が必要